

## 平塚市教育委員会令和5年3月定例会会議録

### 開会の日時

令和5年3月30日（木）14時00分

### 会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

### 会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕      委員 梶原 光令      委員 守屋 宣成      委員 菅野 和恵  
委員 大野 かおり

### 説明のため出席した者

#### ◎教育総務部

教育総務部長	石川 清人	教育総務課長	宮崎 博文
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	熊川 泰成

#### ◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

#### ◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

### 会議の概要

#### 【開会宣言】

#### ○吉野教育長

これから教育委員会令和5年3月定例会を開会する。

#### 【前回会議録の承認】

#### ○吉野教育長

始めに、令和5年2月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

## ○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和5年2月定例会の会議録は承認されたものとする。

### 【非公開審議の発議】

## ○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。本定例会に提出されている議案のうち、「議案第43号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について」は、個人に関する案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び第8項並びに平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

## ○吉野教育長

全員異議がないので、この案件については、全ての案件の最後に非公開で報告する。

## 1 教育長報告

### (1)令和5年3月市議会定例会代表・総括質問の概要

#### 【報告】

## ○吉野教育長

2月20日から3月22日まで開催された令和5年3月市議会定例会における代表質問及び総括質問の第1回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである

詳細は、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長から報告する。

## ○教育総務部長

湘南フォーラムの山原 栄一議員から、「中学校完全給食の準備」について、「現在の進捗状況と令和5年度の取組」との質問に対し、新たな学校給食センターは、現在、造成工事を行っている。4月からは建築工事にも取り掛かり、令和6年6月に整備を完了する予定である。中学校の給食受入施設の整備は、中学校15校のうち2校は先行して工事を進めている。そのほかについても、今年度は教室の移動などの工事に向けた準備を行い、令和5年度は全ての中学校の整備を行っていくと答弁した。

日本共産党平塚市議会議員団の松本 敏子議員から、「給食費無償化に対する見解」との質問に対し、無償化については、令和6年9月の中学校完全給食の実施に向け、取り組んでいるところであり、まずはこれを着実に進めて、子どもを産み育てやすい環境づくりに

努めていくと答弁した。

## ○学校教育部長

しらさぎ・無所属クラブの金子 修一議員から、「発達障がい児・生徒への対策」について、「本市の小・中学校にはどれくらいの対象者がいるのか」との質問に対し、発達障がい児童生徒数の調査はしていない。しかし、文部科学省が昨年12月に公表した調査結果において、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が、8.8%であるという結果が報告された。本市でも同様の傾向であると考えられると答弁した。

続いて、「教育委員会、学校の対応」との質問に対し、教育委員会では、研修会を開催、また相談支援チームを学校に派遣し、専門的な助言をいただくなど、関係機関と連携した指導も行っている。各学校では、指導方法の工夫等により対応していると答弁した。

続いて、「不登校児・生徒への対応」について、「不登校児童生徒の人数」との質問に対し、小学校の不登校児童数は、令和元年度119人、令和2年度147人、令和3年度192人となっている。中学校は、令和元年度252人、令和2年度290人、令和3年度320人であると答弁した。

続いて、「子ども教育相談センターでの不登校の相談件数と、その他の相談内容」との質問に対し、令和元年度225件、令和2年度202件、令和3年度278件である。その他、「生活・行動」等の相談を受けていると答弁した。

続いて、「不登校児童生徒に対する教育委員会、学校の対応」との質問に対し、市教育委員会では、月3日欠席調査を実施し、また子ども教育相談センターにおいて、来所や電話による相談を実施している。適応指導教室では、相談・支援を行い、自己肯定感を高めている。各学校では、電話連絡や個別の面談や学習、別室指導やオンライン授業を実施する等、多様な学習機会の確保を図っている。さらに、スクールカウンセラーや関係機関等と連携した支援を行っていると答弁した。

続いて、「サン・サンスタッフ（学習支援補助員）の増員対策」との質問に対し、サン・サンスタッフは、合計110人を全小・中学校へ派遣しており、令和5年度については、サン・サンスタッフ増員のための当初予算は計上していないが、引き続き検討していくと答弁した。

湘南フォーラムの山原 栄一議員から、「近年急増している不登校児童生徒に対して教育行政はどう取組んでいくのか」について、「不登校児童生徒数の現状と推移及びその要因」との質問に対し、不登校の人数が増加している要因としては、休養の必要性を明示した法律の趣旨の浸透の側面も考えられるが、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられると答弁した。

続いて、「不登校児童生徒に対する教育行政の取組」との質問に対し、市教育委員会では、月3日欠席調査とともに、教育相談を行い、適応指導教室においても支援を行うなどの取組を進めている。令和5年度は新たな相談窓口として、市スクールカウンセラーによる児童生徒向けのオンライン相談の構築に向け、研究を進めていくと答弁した。

公明ひらつかの秋澤 雅久議員から、「学校運営協議会」について、「主な構成メンバー」との質問に対し、当該学校の校長、PTA会長、自治会長など10人以内で構成されていると答弁した。

続いて、「どのような議論がなされたか」との質問に対し、第1回の会議で、校長から学校運営に関する基本的な方針の説明とその承認のほか、地域等からの支援について話し合った。年度末の会議では年間の取組状況等について協議されていると答弁した。

続いて、「どのような活動内容があったのか」との質問に対し、生活科でまち探検を行う際に、地域の方の協力を得て探検場所の説明をしていただいたりしたことで、児童の学習意欲の向上につながることができたと答弁した。

続いて、「成果と課題」との質問に対し、成果としては、豊富な地域の資源や人材を活用することで、教育活動が充実すること、子どもたちが地域に興味を持ち、積極的に関わろうとする姿勢が見られたことなどが挙げられる。課題としては、会議の日程を調整したり、連絡調整に時間が掛かったりすることが挙げられると答弁した。

続いて、「令和8年度までの導入スケジュール」との質問に対し、本年度導入した4校に加え、令和5年度に5校、令和6年度に12校、令和7年度に12校、令和8年度に10校導入していく予定であると答弁した。

続いて、「不登校支援について」、「不登校特例校についての検証内容」との質問に対し、市教育委員会では、大和市立引地台中学校分教室を視察し、情報収集してきた。不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を行うことは大変重要であり、多様な教育機会を確保する必要性を改めて確認した。また、準備を進めている鎌倉市教育委員会からも、設置場所の選定や費用等について情報を収集したと答弁した。

続いて、「スクールカウンセラーの令和5年度の配置の予定」との質問に対し、現在、市市13人と県15人を配置している。令和5年度はこれに加えて、県のスクールカウンセラーが8人配置され、計36人となる予定であると答弁した。

続いて、「オンライン授業の現状と今後の展開」との質問に対し、児童生徒の実態を踏まえて実施している。また、本人の希望で、休み時間にオンラインで交流したりする事例もあり、教室復帰につながったという報告も受けていると答弁した。

続いて、「GIGA スクール構想について」、「「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現に向けた現在までの運用状況と今後目指すべき方向性について」との質問に対し、教員が成績管理機能を活用してアドバイスするなどの「個別最適な学び」、また互いの考えをタブレット画面上で共有することで、多様な意見に触れられるなどの「協働的な学び」の実現に向けた様々な取組が行われている。今後も、双方を充実させ、より主体的、対話的で深い学びに臨める環境整備を目指すとして答弁した。

続いて、「教員間や保護者との情報共有やICT機器の活用による教員の働き方改革の現状と今後の展望について」との質問に対し、タブレット端末のファイル共有機能を活用、学校連絡・情報共有サービスを利用、ワークシートなどを、オンライン上で回収し、内容確認後に返却する、これらのことにより、教員の時間に余裕が生まれ、働き方改革につながっていると考えている。今後の展望だが、校務に関する情報と教育に関する情報、これらの情報をどちらのパソコンからでもアクセスできるようにすることで見込まれる教員の業務負担軽減について、研究していくと答弁した。

続いて、「オンライン学習ドリルの活用状況と児童生徒の学習状況等の把握について」との質問に対し、オンライン学習ドリルは、授業で活用されるだけでなく、家庭学習においても活用が広がっている。また、成績管理機能を活用することで、学習履歴を把握するこ

とができる」と答弁した。

続いて、「デジタル・シチズンシップ教育の認識と取組について」との質問に対し、デジタル・シチズンシップ教育は、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を身に付けることが主眼であると認識している。市としての取組がどうあるべきか、研究していきたいと考えていると答弁した。

清風クラブの佐藤 貴子議員から、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（SRHR）」について、「包括的な性教育の啓発に関する本市の見解」との質問に対し、学校においては、包括的な性教育で示されている発達段階に応じた性に関する科学的知識を学習するとともに、性に関して正しく理解し、適切な行動を選択できるよう、効果的に進めていくことが大切であるとする。本市では、国が推進する「生命（いのち）の安全教育」の視点から、公教育を担う学校への包括的な性教育の啓発に努めていくと答弁した。

続いて、「教育現場の働き方改革」について、「平塚市学校業務改善方針の令和4年度取組と令和5年度以降の取組について」との質問に対し、令和4年度は、学校閉庁日の実施等を行ってきた。また、今年度新たに、児童生徒の欠席連絡を自動受付できるようにした。令和5年度は、スクール・サポート・スタッフの雇用時間数を拡充させるとともに、全小・中学校で一斉退勤日を実施する予定であると答弁した。

続いて、「本市の教職員のメンタルヘルスの取組と休職状況について」との質問に対し、毎年度、全教職員に対して、ストレスチェックを行っている。産業カウンセラーとのメール相談、高ストレス者に対しての「産業医面接のすすめ」、健康相談会を8回開催するなど、心身の健康について相談できる体制もとっている。また、相談しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、教職員の心身の状況を把握するよう、管理職にお願いをしているところである。休職状況については、令和5年3月3日現在、休職者数は、病気による休職者が1人、精神疾患による休職者が9人となっていると答弁した。

続いて、「個性豊かな学校運営と学習環境の整備」について、「個性豊かな学校運営を推進する上で、学校現場、教育委員会がそれぞれ重要視している点」との質問に対し、市教育委員会では、重点的に取り組む事項を「学校教育指導の重点及び努力点」として整理し、各学校に周知している。各学校においては、創意工夫をいかした特色ある教育活動を展開し、個性豊かな学校運営の推進を図っていると答弁した。

続いて、「本市小・中学校における「総合的な学習の時間」の主な取組と成果」との質問に対し、これまでの主な取組として、「環境」をテーマに飼育・栽培活動や海岸清掃を行う取組等があった。取組の成果としては、地球の未来について、自分たちにできることを考える機会となったこと等が挙げられると答弁した。

続いて、「学校現場からの働き方改革についての教育委員会の見解」との質問に対し、教職員が自分の勤務する学校の教育活動や勤務実態等に意識を向けて、改善させる取組については、大変意義のあるものと考えたと答弁した。

しらさぎ・無所属クラブの臼井 照人議員から「小1プロブレムについて」、「本市における小1プロブレムの事例」との質問に対し、入学したばかりの児童で、集団行動や授業中座っていることが難しい等の状態がしばらく続いていた事例があると答弁した。

続いて、「小1プロブレムに対する対応策」との質問に対し、幼保小の円滑な接続をより一層意識し、教育の内容や方法を工夫することが対応策として挙げられる。各園や小学校

では、生活科を中心としたスタートカリキュラムを実施することで、解消に努めていると答弁した。

続いて、「文科省の「架け橋プログラム」と本市の「幼保小中連携学習研究会」の違い」との質問に対し、文科省から示された「架け橋プログラム」は、行事等の交流にとどまらず、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラムや教育方法の充実や改善に当たることを推進する狙いがある。一方、市が実施している「幼保小中連携学習研究会」は、幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校の指導の一貫性を図るため、研究、協議を行う事業であると答弁した。

続いて、「徳育について」、「学校教育における徳育の扱い」との質問に対し、各小・中学校では、特別の教科である道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を充実させ、道徳性を養っていると答弁した。

続いて、「家庭、地域、学校の果たす役割」との質問に対し、各小・中学校では、学校教育目標とともに、学校が目指す子どもの姿について明らかにし、全教職員で共有している。これらの内容については、学校から各家庭にお知らせしている。地域に向けては、令和4年度から順次設置されている学校運営協議会を中心に取り組んでいると答弁した。

湘南フォーラムの久保田 聡議員の「本市における幼保小の架け橋プログラムの実施に向けて」とについて、「架け橋プログラムの必要性をどのように捉えているか」との質問に対し、「幼保小の架け橋プログラム」については、一人一人の多様性や学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要であるとしている。本市としては、「架け橋プログラム」の実施に向けての取組を進めていく必要があると認識していると答弁した。

続いて、「架け橋プログラムの調査研究に向けての今年度の取組と来年度の計画」との質問に対し、今年度は、松が丘小学校に研究委託をし、しらさぎ保育園との連携について提案発表するとともに、その提案を受けて、研究協議を行った。来年度も「架け橋プログラム」について研究委託し、提案発表を行う予定である。また、「幼保小連携調査研究部会」を立ち上げ、架け橋期のカリキュラム開発等に関する調査・研究を行っていくと答弁した。

続いて、「本市における幼保小の連携状況と、現状における評価」との質問に対し、本市では、幼保小中連携学習研究会において、就学前と小学校の連携について、授業や保育を参観し、研究協議するとともに、各学校や園においては、この学習会で得た情報をいかしながら連携や交流に取り組んできた。令和4年度は、小学校と保育園の教職員で「スタートカリキュラム」の再検討を行うなど、連携について提案・協議できたことや情報交換ができたことが成果として挙げられると答弁した。

続いて、「架け橋プログラムを実施していくに当たり、公立幼稚園における役割をどのように捉えているか」との質問に対し、公立幼稚園に限らず、全ての幼稚園、保育所において、「架け橋プログラム」に取り組んでいくことが必要であると考えていると答弁した。

清風クラブの須藤 量久議員から、「確かな学力」とについて、「GIGAスクール構想の取組の具体的内容と効果、課題について」との質問に対し、大型モニターを活用することで、児童生徒の関心が高まり、理解力の向上につながった。また、児童生徒はタブレット端末を活用し、より意欲的な取組が見られた。デジタル教科書を活用しながら効果的な学習を行っている。今後の課題は、多様化する教員の活用ニーズに対応するサポート体制の

在り方などが挙げられると答弁した。

続いて、「放課後自主学習教室のこれまでの効果や更なる拡充へ向けての考え方」との質問に対し、各自学習したい内容を自分で考えて取り組むことができるようになっており、一定の効果があると捉えている。更なる拡充に向けての考え方だが、事業内容の改善や実施校の選定等も含めて引き続き検討していくと答弁した。

続いて、「オンライン放課後自主学習教室の検討について」との質問に対し、参加児童が学習支援員にその場で気軽に質問できることが児童の学習意欲につながっており、オンラインでの開催では難しくなることが考えられる。オンラインでの開催については、引き続き検討していくと答弁した。

続いて、「幼・保・小・中の具体的な連携・交流の取組」との質問に対し、全ての中学校区では、「小中夏季合同研修会」を実施し、その中で講演会等を行ってきた。また、研究会を実施し、研究、協議を行ったりしてきた。実際に、意見交換することで、学びの連続性を意識した教育活動の充実につながったと考えると答弁した。

続いて、「全国学力・学習状況調査について、結果の分析や活用等を「確かな学力」、学力の向上にどのようにつないできたか」との質問に対し、調査の結果については、学力・学習状況研究会において、市全体の課題等を共有するとともに、分析結果の活用方法について情報共有している。また、市全体の取組について共通理解を図り、より効果的な取組や活用の仕方について研究している。今年度については、市教育委員会では、「わかりやすい授業づくりをめざして」というリーフレットを作成した。このリーフレットを活用し、「確かな学力」、学力の向上につながるよう、指導助言を行っている」と答弁した。

続いて、「家庭学習の取組」との質問に対し、各学校では、紙媒体に加え、学校の実情に合わせて、タブレット端末を持ち帰り、学習支援ソフトを活用したオンラインでの家庭学習を行っており、家庭学習の動機付けとなっている。今後も家庭との連携を図りながら、児童生徒が主体的に家庭学習に取り組むことができるよう、啓発に努めていくと答弁した。

続いて、「豊かな心の育成」として、「「こころの劇場」の具体的内容と効果」との質問に対し、本市においては、小学校6年生を対象に、平成22年度から実施し、令和5年度は、ひらしん平塚文化芸術ホールで開催する運びとなり、現在準備を進めている。子どもたちは、本物の芸術に触れることで大きな喜びと感動を味わい、心豊かに育っていくものと考えていると答弁した。

続いて、「公開授業及び授業研究会から得たものをどのように道徳教育の充実につなげてきたか」との質問に対し、市教育委員会では、計画訪問において公開授業及び研究協議を実施してきた。各校から集まった参加者が、その協議の中で得た知識等を自校に持ち帰り、実践することで道徳教育の充実につながっていると認識している。また、道徳教育推進担当者会では、講演や情報交換を行うことで、各学校における授業実践の充実を図っていると答弁した。

湘南フォーラムの府川 正明議員の「学校教育について」として、「密度の高い授業編成を余儀なくされている現実について」、「義務教育課程の中で成果を得るような構築は不可能ではないか」との質問に対し、小学校学習指導要領では、外国語活動や、外国語科の設置により、年間標準授業時数がそれぞれ35単位時間増えた。また、学校教育への期待も高まり、求められるものも多くなっている。このような中、各学校では、創意工夫を重ねて、

教育活動を展開するとともに義務教育課程の中でその成果が得られるよう努めていると答弁した。

続いて、「いじめや不登校の未然防止についてどのような取組をしてきたか、また今後どのような取組をするか」との質問に対し、各学校では、学校生活アンケート等を通じて、実態把握に努めている。また、道徳科等の時間を通じて、「いじめをしない」態度や力を身に付けられるよう指導している。不登校については、「居場所づくり」や「絆づくり」により未然防止に努めている。今後の取組としては、オンラインを活用した相談システムの構築を目指し、いじめや不登校の未然防止を図っていくと答弁した。

清風クラブの黒部 栄三議員から、「学校運営協議会について」、「導入に至った経過」との質問に対し、平成 29 年 3 月、法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。そこで、「地域とともにある学校づくり」を目的とし、本市では今年度 4 校に学校運営協議会を設置したと答弁した。

続いて、「現在の学校評議員制度との違い」との質問に対し、学校評議員制度は、校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞き、開かれた学校づくりを推進していくことを目的としている。一方、学校運営協議会制度は、保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としていると答弁した。

続いて、「県内他市の学校運営協議会の導入状況」との質問に対し、令和 4 年 10 月 1 日現在、県内 33 市町村のうち 15 市町村において全校設置している。県全体の設置状況としては、小学校で 64.6%、中学校で 59.3%の学校で、学校運営協議会を設置していると答弁した。

続いて、「パイロット校の活動状況及び成果と課題」との質問については、秋澤議員への答弁とほぼ同様であるため、割愛させていただく。

## ○社会教育部長

清風クラブの佐藤 貴子議員から「産み育てやすい環境づくり」として、「包括的な性教育の啓発に関する本市の見解」との質問に対し、社会教育においては、市民への学習機会の提供が役割と認識している。例えば、令和元年度に中央公民館で実施した市民大学講座「私のルーツを考える」において、「お母さんのお腹の中で」と題し、全 5 回連続講座の一つとして展開したように、啓発と学習機会の創出に努めていくと答弁した。

しらさぎ・無所属クラブの臼井 照人議員から、「徳育について」として、「大人に対する徳育」、「徳育の推進についての本市の考え」との質問に対し、徳育は、周りの大人が手本になり、その背中を子どもたちが見て学んでいくという側面があると認識している。本市では、地域教育力ネットワークによる夜間パトロールを始め、あいさつ運動や子ども・高齢者の見守り、清掃活動など地域活動が活発に展開されており、徳育を推進する上で、大きな役割を果たしていると考えられる。徳育は、重要な教育の一つであるとともに、地域社会の中においても育まれていくものであり、本市においては、様々な学びの施策において要素として取り入れるなど、学校、家庭、地域、行政が連携、協働し推進できるよう、取り組んでいくと答弁した。



しらさぎ・無所属クラブの端 文昭議員の「目の前の「災害」にどう立ち向かうのか」について、「来庁者・来館者の安全確保」として、「巨大地震が発生した時の来庁者・来館者の安全確保」、「本庁舎、博物館、図書館、美術館における来庁者・来館者の避難誘導」との質問に対し、地震発生時における来庁者・来館者への対応については、施設ごとに作成した「消防計画」に定めている。揺れが発生している間は、来庁者・来館者に対し、窓ガラスなどから離れ防御姿勢をとるよう、職員や委託業者などが呼び掛けを行い、まずは身の安全を確保していただく。揺れが収まった後の対応については、博物館、図書館、美術館では、職員と委託業者が協力し、速やかに来館者を屋外の安全な場所へ避難誘導すると答弁した。

続いて、「閉庁・閉館時に巨大地震が発生した時の対処」との質問に対し、地震発生直後は、常駐する守衛が対応することになるが、震度5強以上の地震が発生した場合は、「平塚市地域防災計画」に基づき職員が自動参集することになっているので、参集した職員が速やかに建物の安全確認を行い、被害状況等を災害対策本部に報告するとともに、被害が確認され危険と判断した場合は、立入りを禁止するなど安全上必要な措置を採ることになると答弁した。

続いて、「地区公民館長の災害発生時の行動指針と責任の範囲」との質問に対し、地区公民館長は非常勤特別職の「顧問」であり、災害発生時の参集を求めておらず、災害発生時の行動指針及び責任の範囲はないと答弁した。

## 【質疑】

### ○大野委員

3月市議会でも、多くの議員の方から多岐に渡る質問をいただいております、教育や学校の取組に対して、関心が高まっていると感じる。同時に、それだけたくさんの方のことを学校が抱えているのだと改めて思った。

まず、平塚市も含め全国的に課題となっている不登校児童生徒の増加に関しては、新たな相談窓口として、市スクールカウンセラーによるオンライン相談、悩み相談システムの構築に向けての研究を進めたり、県のスクールカウンセラーが増員されたり、新たな取組もなされるようなので、それがどのような成果につながっていくのか見守っていきたい。

次に、教職員の働き方改革についてだが、市教育委員会としては、これまでも、勤務時間外の電話の自動音声対応や給食費の公会計化、教員以外のスタッフの配置など、様々な対応を進めてきていると思う。それらの取組に対して、学校現場からの声や反応など、わかる範囲で教えていただきたい。

### ○教職員課長

働き方改革に係る教員の意見についてだが、改めて教員一人一人からアンケート取るなどはしていない。しかし、校長会と連携させていただいており、校長会長との話の中では、電話の自動音声対応、給食費の公会計化、スクール・サポート・スタッフ、学校閉庁日等、大変好評をいただいております、引き続きお願いしたいとの話をいただいている。そのため、これらの取組については今後も進めていきたいと考えている。

## ○大野委員

市教育委員会の取組が、学校現場の業務軽減につながっているということで、非常に嬉しく思う。もう一点質問だが、令和5年度は、全小・中学校で一斉退勤日を実施する予定とのことだが、その目的及び現時点で考えている具体的なことなどを教えていただきたい。

## ○教職員課長

令和5年度の取組として、一斉退勤日を提示させていただいている。一斉退勤日については、今年度は試行という形で実施させていただいており、そこでの意見を基に、令和5年の4月から一斉に導入するものである。一斉退勤日の目的だが、学校での業務改善、業務の見直し・効率化に加えて、教員一人一人にタイムマネジメントの意識を持っていただく狙いもある。また、今回は保護者や地域にも、こういった取組を行うことを知らせる予定であり、理解を得たいと考えている。

具体的な取組だが、今回は定時に退勤するのではなく、一斉に退勤するという形で実施させていただく。試行の中で、やはり定時に一斉に退勤することはまだまだ難しいという意見があった。そのため、各学校で退勤日と退勤時間を柔軟に設定できるよう余地を残しており、このことから、一斉退勤日という名称としている。また、2か月に1度は実施するよう各校にお願いをしており、試行での意見を踏まえ、年間計画の中に位置付けていただくという形を考えている。

4月になったら先生方の働き方や業務改善に取り組んでいることも含めて、保護者や地域へ通知を出したいと思っている。

最後に、今後についてだが、学校から意見をいただきながら一斉退勤について検証を行い、改善するべきところは改善していきたい。

## ○大野委員

小・中学校が現在やらなければならないこととして、日々の授業に加え、直面している課題がたくさんある。今回の議会の質問にもあったが、いじめ不登校等生徒指導上の課題への対応、発達障がいのある児童生徒を含む特別な支援を必要とする児童生徒への対応、保護者や地域との連携及び学校運営協議会を始めとする共同体制の構築、個別最適な学びや協働的な学びに向けた授業改善、道徳教育の充実、幼児教育と小学校教育の接続、一人1台端末環境を前提としたICTの利活用、進路指導やキャリア教育、小学校における外国語教育、学校安全の対応、貧困虐待などの課題を抱えた家庭の児童生徒への対応、外国につながる児童生徒への対応、食物アレルギーへの対応など、小・中学校で扱う課題は多種多様であり、社会や時代の変化に対応し、ここ数年間で増えたものも非常に多いと思う。そして、今後学校に期待されることや担うものがもっと増えていくことが予想され、日本の学校はこの先持続可能なかと心配にもなる。

学校が抱えているたくさんの課題や直面している対応を「荷物」に例えるなら、学校現場の働き方改革というのは、これまで当たり前背負ってきた荷物を下ろしたり、小さくしたり、背負い方を変えたり、背負う人を増やしたり、学校以外の人に背負ってもらったりということ、当事者の学校や教育行政も含めて、社会全体で考える必要がある。そして、教員の働き方改革を進めることは、子どもたちが安心して通える学校を持続させるこ

ともつながると思う。

小・中学校での一斉退勤日は、学校が担うものをみんなで考える一つのきっかけになってほしいと思う。教職員課長の説明にもあったが、保護者や地域の方々の理解と協力を得るためにも、働き方改革の趣旨や目的をわかりやすく伝えていただいた上で、実施していただきたい。

## ○菅野委員

議員からの質問を見ると、不登校や障がい児に対する関心が深まっているように思う。一人一人のお子さんの教育的ニーズに対応することが重要視されていると感じており、今回そういう言葉は出ていないが、インクルーシブ教育などについても考えていく必要があるのかなと感じている。その場合、少人数の学級が求められることになり、教員の数を考えると市で実現することはなかなか難しいとは思いますが、平塚市独自の教育としてインクルーシブ教育を行うということも考えられたら良いと思う。

次に、GIGA スクールについてだが、教員の働き方改革や個別最適な学びの提供に寄与している旨話があった。教室の中には、不登校や障がいを持った子ども、外国とつながりがある子ども、貧困の子どもなどがいて、そういう多様な子どもに合わせた取組や、各自の学び方に応じられるようなタブレットの使い方をしていただければと思う。一人一人に対応することを視野に入れたICTの活用を行ってほしい。

## (2)令和4年度子ども教育相談センター研修等事業報告

### 【報告】

#### ○吉野教育長

令和4年度に開催した各種研修会・研究会の報告をするものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

#### ○子ども教育相談センター所長

各研修・研究会の開催日、内容、講師、参加者数は各表のとおりとなっている。

感染症対策のため、オンラインの開催も取り入れて実施した。希望研修においては、出席人数が増えている。通常の学級、特別支援学級を問わず、先生方の支援への意識が高まっていると感じている。

### 【質疑】

なし

### **(3)令和4年度就学相談・指導のまとめ**

#### **【報告】**

##### **○吉野教育長**

令和4年度の平塚市教育支援委員会の審査結果等について報告するものである。  
詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

##### **○子ども教育相談センター所長**

平塚市教育支援委員会での審査数は、新就学児と在籍児童生徒の合計が156人となった。  
審査数は、昨年度より11人増加している。

3月1日現在、五領ヶ台分校を除く、令和5年度の特別支援学級在籍児童生徒数は、小学校で27人、中学校で23人の増となり、市内特別支援学級在籍の児童生徒数は、全体で721人の見込みとなる。

特別な教育を受けている児童生徒は年々増加している。校内の支援体制の構築を目指し、よりニーズに合った研修会、研究会を実施していく予定である。

#### **【質疑】**

なし

### **(4)「第22回博物館文化祭ーワーキンググループ活動 展示・報告会・実演ー」開催報告**

#### **【報告】**

##### **○吉野教育長**

2月4日から19日まで開催された結果を報告するものである。  
詳細は、博物館長から報告する。

##### **○博物館長**

ワーキンググループとは、学芸員と一緒に地域の自然や文化を調べ、研究している年間会員制グループのことである。現在、博物館では15のワーキンググループが活動し、約300人の市民が会員として参加している。これらのグループが一堂に会し、一年間の活動成果を展示発表する催しが博物館文化祭である。主旨として、成果発表を通してグループ相互の交流を深めるとともに、市民に広くその活動内容を紹介することを目的に開催した。

参加したワーキンググループは8団体で、前回より1団体増えた。

運営状況については、参加した各グループから選出された実行委員で実行委員会を組織して準備を進めた。展示については7グループが制作に携わった。活動報告会は2月12日に実施し、4グループが口頭で成果発表を行い、39人が聴講した。実演は2団体が行い、合計93人が参加した。

次に、質問掲示板だが、質問掲示板とは、観覧者が展示内容への質問や意見を質問用紙に記入してホワイトボードへ掲示し、それをワーキンググループ会員又は担当学芸員が回

答して再掲示するという取組で、質問と回答を会場全体で共有することが目的である。会期中に8件の質問用紙が掲示され、回答はTwitterでも行った。

最後に、会期中の入館者数だが、合計2,472人、1日平均で176人であった。全ての数値が昨年度を上回り、コロナ禍以前の数値に戻りつつある。次回に向けた課題としては、参加団体の数がまだ少ないので、各グループへ積極的な参加を促していきたいと思う。

### 【質疑】

なし

## 2 議案第35号 令和5年度平塚市教育の方針について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

令和5年度平塚市教育の方針を定めるものである。

詳細は、教育総務課企画担当長から説明する。

#### ○教育総務課企画担当長

まず、「教育の方針」の概要として「(1) 基本的な考え方」、「(2) 実施計画の位置付け」についてだが、本実施計画は、本市の平塚市教育振興基本計画である奏プランⅡに示されている施策の推進を図るため、教育委員会各課が、令和5年度に取組を進める事業の実施計画という位置付けになっている。

実施計画については、外部の学識経験者による教育委員会の点検評価の結果や、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて構成事業を見直ししながら、年度ごとに計画を定めている。

3ページには、「(3) 実施計画の進行管理」について、また4ページには、「(4) 平塚の教育に関わる計画について」をそれぞれ記載している。

次に、「(5) 構成事業の見直し」についてだが、令和5年度は、教育指導課の事業2つを統合した。一つ目の「1-4 授業づくり推進事業」は、これまで教育の今日的な課題を踏まえた授業づくりを研究し、授業改善につなげることを目的として実施してきたが、「幼稚園・こども園・小中学校訪問」として実施していた「計画訪問」や「要請訪問」でこの目的を踏襲するため、「授業づくり推進事業」と「幼稚園・こども園・小中学校訪問」を統合し、新たな「授業づくり推進事業」として実施する。

2つ目の「3-1 英語教育推進事業」については、AETの効果的活用と教員の外国語教育の指導力向上の一体的な取組により、英語教育の更なる充実を図るため、これまでの事業を一本化した、新たな「英語教育推進事業」として実施する。

新規の「9-15 博物館電子展示システム事業」については、総合計画にも位置付けられており、コロナ禍においての新たな事業となる。

なお、「ねんりんピックかながわ2022開催事業」については、令和4年11月に無事閉会したことから、廃止となっている。

続いて（６）だが、昨年度までは「ウィズコロナ・ポストコロナ」という言葉を用いていたが、社会的状況や意識の変化、また本市総合計画実施計画の記載と整合を図り、「新たな社会的要請」という文言に変更している。事業内容について変更はない。コロナ禍において、デジタル化が進展してきたところだが、今後は、コロナを特別視しない日常を取り戻すことが重要であるとともに、引き続き、新たな社会的要請に対応するため、デジタル化を推進していく代表的な事業を掲載している。

続いて、実施計画と構成事業について説明する。

奏プランⅡは、３つの基本方針と１０の施策から構成されているが、本実施計画では、この１０の施策を具現化するために必要であると考えられる１０２の事業を構成事業として位置付けている。

基本方針１「確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実」を例とすると、まず冒頭に、施策の方向性と目標とする指標を示している。これを受けて、まず施策１「確かな学力の育成」を具現化するために必要であると考えられる１０の事業を、次に施策２「豊かで健やかな心身の育成」を具現化するために必要であると考えられる１３の事業を、次に施策３「社会で活躍するための学びの推進」を具現化するために必要であると考えられる６つの事業をそれぞれ事業計画として位置付けている。

基本方針２「子どもたちの育ちを支援する環境の充実」、基本方針３「文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実」についてもそれぞれ同様の構成としている。基本方針３については、併せて「新たな社会的要請に対応する取組」も推進していく。

次に、４３ページだが、奏プランⅡでは、地域や関係機関などとともに全市的に展開していく教育を「ひらつか教育」と捉え、連携・協働の視点に重点を置き取組を展開する、『「ひらつか教育の持続的な発展」に向けた連携の推進」といった考え方を明記している。これを受け、本実施計画では、その方向性を記載するとともに、それぞれの連携先を記載している。

最後に、４７ページからは担当課ごとに事業一覧を記載している。

#### 【質疑】

なし

#### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

### 3 議案第36号 教育委員会事務局等職員の人事発令について

#### 【提案説明】

##### ○吉野教育長

令和５年４月期の教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、管理職員の発令について諮るものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

## ○教育総務課長

教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、部長、課長等の発令について説明する。

まず、「1 退職」は4人、内訳は、定年退職が2人、学校転出が2人である。

次に、「2 出向」は9人、内訳は、市長部局等への出向が7人、行政委員会等への出向が2人である。

次に、「3 任命」は12人、内訳は、市長部局からの出向が8人、行政委員会等への出向が2人、割愛採用が2人である。

最後に、「4 昇格・配置替え等」は7人、内訳は、昇格が5人、異動が2人である。

## 【質疑】

なし

## 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 4 議案第37号 平塚市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

職の見直しに伴い規定を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

#### ○教育総務課長

平塚市教育委員会職員の職の設置等に関する規則は、教育委員会の任命に係る職員の職の設置等について定めるものである。

今回の改正は、「職の見直し」に伴い規定を整備するほか、字句等、必要な規定を整備するものである。

第1条、第2条の改正については、引用元の法令との関係性などから字句等の整備を行うものであり、現行の運用に影響を及ぼすものではない。

次に、第3条、第4条の2、第6条、第11条の改正については、現行の職の1つである「担当長」について制度変更を行うため、改正するものである。

市長部局の制度変更に合わせて行うものであり、令和5年4月から、職としての「担当長」を廃止し、担当長については、職ではなく、役割として指名する制度に変更するものである。この制度変更に伴い、それぞれ規定の整備を行うものである。

職の整理を行う中で、担当長の役割として、業務マネジメントを担う立場であることを明確にすることなどを目的に、管理職員とそうでない職員が混在している現状を、将来的に解消し、管理職員として業務マネジメントを担うこととするものである。

最後に、施行日は令和5年4月1日としている。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**5 議案第38号 平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

担当長に関する規定を整備するとともに、事務の見直し等に伴い別表を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

**○教育総務課長**

平塚市教育委員会事務決裁規程は、教育長の権限に属する事務の決裁その他事務処理について必要な事項を定めるものである。

まず、第2条、用語の定義の規定だが、見出しを他の例規との整合により「(定義)」に改めるほか、先ほど平塚市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正において整理した「担当長」の「職」の位置付けの変更などのため、規定を整備するものである。

続いて、別表第1の改正だが、(1)庶務関係の「事務引継ぎ」については、「担当長」の「職」の位置付けの変更などに伴う規定の整備、また(2)人事関係の服務等に掲載している「職務専念義務の免除」については、ひと月を超える「職務専念義務の免除」は該当する案件がないことから現状に合わせて規定を整備するものである。

続いて、別表第2の改正だが、博物館の個所に「施設管理」の項目を新たに設けているが、こちらは、図書館や美術館の規定と整合を図るため規定を整備するものである。

最後に、施行日は令和5年4月1日としている。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。



## 6 議案第39号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

事務の見直し等に伴い、別表を整備するものである。  
詳細は、教育総務課長から説明する。

#### ○教育総務課長

平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則は、教育委員会事務局の組織に関して必要な事項を定めるものである。

今回の改正は、「事務の見直し」などに伴い、別表を整備するものである。

スポーツ課の事務である「ねんりんピック(全国健康福祉祭)に関すること。」だが、事業が終了となったので、この項目を削除するものである。

最後に、施行日は令和5年4月1日としている。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 7 議案第40号 平塚市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

地方公務員法の一部改正に伴い別表を整備するとともに、パートタイム会計年度任用職員の職務の執行上必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

#### ○教育総務課長

平塚市教育委員会職員被服貸与規程は、平塚市教育委員会職員の職務の執行上必要な被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとなり、今回の改正は、地方公務員法の一部改正、具体的には「定年延長関係の改正」に伴うものに加え、「パートタイム会計年度任用職員に関する規定の追加」、また字句の整備を行うものとなる。

まず、第1条だが、こちらは、他の例規との整合させるため字句の整備を行うものであり、特段運用に影響を及ぼすものではない。

次に、第4条第1項及び第2項だが、本条は「被服の貸与期間の計算」について定めたものとなる。令和2年度から制度化された「パートタイム会計年度任用職員」については

任期が一定でないことから、被服の貸与期間についても「その都度定めること」として、改めてここで明記するものである。

次に、第6条だが、こちらも第1条同様に字句の整備を行うものであり、運用に影響を及ぼすものではない。

次に、第7条は、被服の貸与を受けた者が退職・休職などとなった場合に、被服を返納することを規定したものとなるが、今回新たに「教育長が認めた場合は被服の返納を行わなくてよい」ことを規定している。これは、単年度の雇用となるパートタイム会計年度任用職員を任期満了後に連続して再度任用する場合などに、被服の返却と再度の貸与をあえて行うことは非効率的であることから、当該ケースに当たるような場合など、被服の返納の必要がないと認められる場合には、これを行わなくてよいことを規定するものとなる。

次に、別表における備考の改正だが、この別表は被服の貸与を受ける者の範囲、貸与する物品の種類・数量及び貸与の期間を規定するものであるが、任期に定めのある再任用職員については、貸与期間を別に定めることとしている。今回の改正は、令和5年4月に施行する地方公務員法の一部改正に伴う「定年の延長」により、再任用職員に関する規定が変更となることから、改正を行うものとなる。また、同じく任期の定めのあるパートタイム会計年度任用職員についても、貸与期間を別に定めることとしている。

最後に、施行日は令和5年4月1日としている。

#### 【質疑】

なし

#### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 8 議案第41号 平塚市立学校行政文書取扱規程の一部を改正する訓令について

#### 【提案説明】

##### ○吉野教育長

行政文書の取扱いの特例を見直すとともに、平塚市情報公開条例の一部改正に伴い規定を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

##### ○教育総務課長

平塚市立学校行政文書取扱規程は、本市の市立学校における行政文書の取扱いについて、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものである。

今回の改正は、「行政文書の取扱いの特例の見直し」に伴う規定を、また「平塚市情報公開条例の一部改正」に伴う規定を、それぞれ整備するほか、他の例規等との整合を図るため、字句等について整備するものである。

第2条の改正だが、こちらは、「平塚市情報公開条例の一部改正」に伴い規定を整備する

ものである。現行では、行政文書の定義において、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を除く旨が、規定されている。この規定は、この平塚市情報公開条例の規定に基づき、同様に定めていたものだが、この条例の改正により、これらの電磁的記録も行政文書に含めることになったことから、これに合わせて改正することとしたものである。これにより、組織的に用いるものとして保有している IC レコーダーの音声データなどについても、改正後においては行政文書となるというものである。

次に、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 23 条は、他の例規等の規定に合わせて、字句等を整備するものである。

次に、第 24 条の規定だが、こちらは、「行政文書の取扱いの特例」を定めた規定である。この度の改正は、市長が定める「平塚市行政文書管理規則」等の規定に合わせて規定を整備するものである。第 2 条の改正により、音声データ等については、行政文書としているが、紙文書のように、ファイリングキャビネットに保管することなどは現実的でないため、それらの規定を適用しない旨などを、新たに定めることとしている。そのほか、他の例規等の規定に合わせて、字句等を整備するものである。

最後に、施行日は令和 5 年 4 月 1 日としている。

## 【質疑】

### ○守屋委員

具体的にはどのようなものが今後行政文書になるのか。

### ○教育総務課長

議事録作成のために録音した音声データなどがこれに当たる。通常、議事録作成のために録音した音声データは、議事録作成後は不要になるため削除しているが、これを保存する際には、行政文書として取り扱うことになる。

### ○吉野教育長

電磁的記録を保存する場合、保存年限は決められているのか。

### ○教育総務課長

電磁的記録かどうかで保存年限が変わるということはない。媒体の種類に関わらず、文書分類ごとに規則で定められた期間保存することになる。

## 【結果】

**全員異議なく原案どおり可決された。**

## 9 議案第42号 平塚市教育委員会の所管に係る平塚市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

平塚市個人情報保護条例の廃止に伴い、規則を廃止するものである。  
詳細は、教育総務課長から説明する。

#### ○教育総務課長

平塚市教育委員会の所管に係る平塚市個人情報保護条例施行規則は、教育委員会が所管する個人情報の取扱いについて定めたものだが、この規則の基となる平塚市個人情報保護条例が廃止されることになったことから、この規則についても廃止するものである。

平塚市個人情報保護条例の廃止の理由だが、「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことによるものである。

個人情報の取扱いについては、これまで個人情報を取り扱う主体ごとに、民間や国は法律で、地方公共団体はそれぞれが定める条例によって運用が行われてきた。この度、法改正があり、令和5年4月からは地方公共団体を含め、法律において、官民で統一化されたルールにより運用することになった。

市の対応としては、平塚市個人情報保護条例を廃止し、4月以降は、改正後の「個人情報の保護に関する法律」と、令和4年12月議会で可決された「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人情報を取り扱うことになる。教育委員会も、この法律と、この法律の施行条例に基づき、取り扱うこととなる。

これにより、これまで定めていた「平塚市教育委員会の所管に係る平塚市個人情報保護条例施行規則」を廃止するものである。

最後に、施行日は、令和5年4月1日としている。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 11 議案第44号 平塚市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

不妊治療休暇に関する規定を整備するとともに、押印を求める手続きの見直しに伴い規定を整備するほか、必要な規定を整備するものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

## ○教職員課長

主な内容は、地方公務員法の改正にそった改正、そして不妊治療休暇の新設、押印の見直し、一部文言の修正である。

まず、第1条だが、定年延長に関わり、地方公務員法の一部改正により再任用制度が見直されたことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員が新設された。地方公務員法の一部改正に合わせて、整理をしている。

次に、第14条第2項は、文言修正である。

次に、第15条についてだが、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正により、不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められるときに取得できる「不妊治療休暇」が新設された。これまでも、不妊治療は療養休暇で対応できたが、医療機関の行う説明会への出席等が対象となるほか、領収書等の簡易な証明書類の提出により、休暇を取得することが可能となった。また、不妊治療に係る療養休暇の取扱いについても、これまでどおりの運用を維持するので、両者を組み合わせることで、不妊治療を受ける職員の負担軽減につなげ、不妊治療と仕事の両立支援を図ることを趣旨とするものである。1年につき5日の範囲内で取得でき、通称「出生サポート休暇」としている。

これに伴い、当該「平塚市立学校職員服務規程」においても、県に準じて不妊治療休暇の新設をしている。

以降は、「県立学校職員服務規程」の一部改正により、教職員が提出する様式について押印が見直され、これに伴い様式の押印見直しを図るため、一部改正を行うものである。

併せて、他の条文と様式についても、一部文言の修正を行っている。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 12 議案第45号 平塚市学校運営協議会の設置について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

市内小・中学校5校に、新たに学校運営協議会を設置するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

#### ○教育指導課長

学校運営協議会は、委員となった保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校の教育目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営

の改善に取り組むことを目的とした合議制の機関となる。

学校運営協議会の設置、組織及び運営に関して必要な事項を定めた「平塚市学校運営協議会規則」では、第3条に「平塚市教育委員会は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域の住民等の学校の運営への理解、協力、参画その他の支援を促進することにより、学校、保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善及び生徒、児童又は幼児の健全育成に取り組むため、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、平塚市学校運営協議会を置くことができる」とあり、令和4年度は、小学校2校、中学校2校に学校運営協議会を設置した。

今回、松原小学校・富士見小学校・神田小学校・金旭中学校・中原中学校から設置申請があったことから、この5校において、学校運営協議会を新たに設置するものである。

#### 【質疑】

なし

#### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

### 13 議案第46号 平塚市いじめ問題対策調査会委員の委嘱について

#### 【提案説明】

##### ○吉野教育長

平塚市いじめ問題対策調査会委員を新たに委嘱するものである。  
詳細は、教育指導課長から説明する。

##### ○教育指導課長

平塚市いじめ問題対策調査会は、いじめ防止対策及び重大事態等に対する調査研究、また学校におけるいじめの重大事態の調査を行うために、市教育委員会の附属機関として位置付けられており、詳細は平塚市いじめ問題対策調査会規則に定められたとおりとなっている。

第2条、委員についてだが、対策調査会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。とあり（1）弁護士（2）医師（3）臨床心理士（4）学識経験者（5）福祉に関し専門的知識を有する者とある。また、委員の任期は2年とし、再任されることができる」とされている。

本日は、現調査委員が令和5年3月31日を以て、任期満了を迎えることから、この規則に基づき、記載の5人を委員に委嘱するものである。

任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**14 議案第47号 平塚市立中学校に係る部活動の方針の改定について****【提案説明】****○吉野教育長**

平塚市立中学校に係る部活動の方針を改定するものである。  
詳細は、教育指導課長から説明する。

**○教育指導課長**

この部活動の方針は、平成31年2月に、国のガイドラインに則り、県の方針を参考にし、市教育委員会が策定した。また、各学校では、本方針及び学校教育目標を踏まえ、「学校の部活動に係る活動方針」を策定している。

今回改定した内容は、部活動の朝練習についてとなる。

方針の改定版だが、「放課後の活動を基本とし、課業期間中の始業時間前の朝練習は、原則として行わない。ただし、校長の許可を得た上で6・7月は、1日の活動時間に含め、朝練習を実施することができる。その際は、生徒、保護者、教職員の過度な負担とならないよう配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で実施する。」という表記を追加した。

現在、朝の健康観察の実施を理由に、部活動の朝練習は行わないことを、平塚市新型コロナウイルス感染症に対応した部活動ガイドラインで示しているが、昨年7月に、「今後健康観察が不要になった際、部活動における朝練習をどうするか」ということが、中学校長会で協議された。これを受け、市教育委員会としても、8月に、中学校部活動の在り方研究協議会で中学校校長、教頭、教員代表からの御意見をいただき、検討を重ねてきた。

部活動の在り方研究会でいただいた意見としては、大きく3点あった。

1点目は、新型コロナウイルスの影響で、今の中学生は一度も朝練習を経験していない。今後、コロナ前のように何も制限なく朝練習を行うことは考えられないだろうという意見。

2点目は、平日2時間程度という活動時間を考えると、冬季は、生徒の希望に応じて練習をしてもよいという選択の余地を残してもよいのではないかという意見。

3点目は、冬季は勤務時間前に朝練習ができたとしても、勤務時間以降に部活動がないので、現状特殊業務手当が支給されないであろうという意見。

こうした意見を踏まえ、部活動に熱心な教員や生徒が、「冬季、放課後の活動時間がほとんどないので始業前に活動したい」という気持ちは理解できるが、勤務時間を管理し、勤務内容を是正していく立場として、特殊業務手当が支給されない冬季のみ朝練習の実施を部活動方針に定めることは難しいと考えた。

一方、朝練習を行いたい教員の思いにも配慮し、「原則 朝練習は行わないが、校長の許可を得た上で、6・7月は1日の活動時間に含め、朝練習を実施することができる。その際は、生徒・保護者・教職員の過度な負担とならないよう配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で実施する」とした。

6・7月とした理由は、多くの種目で3年生の目指す最後の大会が集中する時期であること、朝と放課後合わせて勤務時間外に1時間以上部活動の指導に従事した際、特殊業務手当の申請が可能な時期であることとなる。

4月1日以降も、健康観察は継続されることが、衛生管理マニュアルにより文部科学省から示されたが、今後、朝の健康観察の必要がなくなった際には、改定した方針に基づき6・7月の朝練習を試行的に実施し、その結果については部活動の在り方研究協議会で検証をしていく。また、6・7月の朝練習実施に係る運用方法についても、今後中学校長会と検討し、進めていく。

## 【質疑】

### ○守屋委員

確認だが、朝練習については、6・7月は校長の許可があれば実施が可能だが、それ以外の期間は行わないという理解でよいか。

### ○教育指導課長

お見込みのとおりである。

### ○大野委員

この方針を定めるに当たり、平成30年に生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態把握に関する調査を行っている。中学生にとって、部活動は楽しいものであると同時に、とても教育的価値の高いものであるからこそ、生徒の声をきちんと聞いて、そして生徒のニーズを踏まえた部活動にしていくことがとても大切だと思っている。

この方針の中で、生徒が部活動で困っていることとして、「勉強との両立」が最も多いとあり、平塚市の中学生の多くは、部活動も勉強もしっかりやっていきたいのだと感じた。大会やコンクールなどは、勝ち負けや結果が伴うので、部活動の指導も過熱化しやすくなる面もあるかと思う。しかし、生徒の健康を守り、生涯に渡ってスポーツや文化活動を楽しめる、そういう心や体を守るために、また教職員の勤務の面からも、一定時間内の活動にすることがとても大切なことだと思った。

今後、部活動を地域移行するという文科省の方向性もあり、部活動のあり方も変わっていく時期だと思う。生徒の健康への影響や、学習時間・その他の自由な時間の確保の観点のほか、生徒の声をよく聞いていただき、健全な成長のために何を大切にしていけばかを考えていっていただきたい。

## 【結果】

**全員異議なく原案どおり可決された。**



## 15 議案第48号 地区公民館長の解任について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である「地区公民館長」について、解任を行うものである。

詳細は、中央公民館長から説明する。

#### ○中央公民館長

平塚市立公民館に置く、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である「地区公民館長」について、令和4年4月1日付で任命を行った奈良場篤氏から、一身上の都合により、令和5年3月31日付で職を辞退したい旨申し出があったため、解任するものである。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 16 請願第1号 学校給食への公的補助を強め、地場産食材はもとより有機農産物を使用して子どもたちの成長を保障してください

### 【説明】

#### ○吉野教育長

請願の内容について、学校給食課長から説明する。

#### ○学校給食課長

令和5年3月2日付で、新日本婦人の会平塚支部から学校給食に関する請願が提出された。この請願の趣旨は、「学校給食に地元食材や有機農産物を使用すること」、「国に対して学校給食へ無償化を求めること」となっており、その理由として概ね次の6つの内容が述べられている。

1点目は、「学校給食は子どもたちの健やかな成長を保障する学校教育の一環であり、セーフティネットの機能も果たしている」ということ。

2点目は、「食の安全や環境問題への配慮の観点から有機農産物を給食に取り入れる地域が増えている」ということ。これについては、海外では「貧困対策」「環境保全」「地域の小規模農業支援」「食事の質の向上と栄養改善」などの理由から、地場産の有機農産物を学校給食に取り入れている国があること、また国として給食費を無償化している事例もある

ことが述べられている。

3点目は、「海外からの不安定な食料供給が食材費の高騰、ひいては給食費の値上げにつながっている」ということ。

4点目は、「学校給食に地元食材や有機農産物を使用することは子どもたちのためのみならず、地域農業の振興や環境保全にもつながる」ということ。

5点目は、「地域の子どもたちの健やかな成長を保障するためにも学校給食への公的補助を強めることが求められている」ということ。

6点目は、「憲法第26条「義務教育は無償とする」との立場から、国は学校給食を無償化すべき」などとされている。

以上の理由により、この請願では2点の事項が要望されている。

1点目は、「学校給食に地元食材はもとより、有機農産物を使用し、子どもたちの健やかな成長を保障すること」。

2点目は、「学校給食への公的補助を強め、国に無償化を求めること」。

## 【審議】

### ○梶原委員

今回いただいた請願は学校給食に関することということで、児童や保護者への影響が大きなものであると思う。本件については、国や他自治体の動向など、情報収集を行った上で慎重に検討した方が良いと思う。

### ○守屋委員

私も梶原委員の意見と同様の考えである。今回の定例会で結論を出すというよりも、検討する期間を十分にもって、審査する必要があると思う。

### ○吉野教育長

ただいま、梶原委員、守屋委員から、検討する期間を延ばした方が良いという主旨の発言があった。私も、検討する期間を延ばして、次回の定例会で再度審議することを考えているが、いかがであろうか。

### ○全委員

異議なし

## 【結果】

全員異議なく「継続審査」とされた。

## 17 その他

なし

**【非公開審議】**

**○吉野教育長**

教育長が、議案第 35 号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

**7 議案第35号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について**

**【結果】**

教育長及び学務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

**【閉会宣言】**

**○吉野教育長**

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 3 月定例会は閉会する。

**(15 時 55 分閉会)**